

(開示請求者) 様

日本中央競馬会

## 保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

〇年〇月〇日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

### 記

1 開示する保有個人情報 ( 全部開示 ・ 部分開示 )

--

2 不開示とした部分とその理由

--

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求若しくは行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えができます。

行政不服審査法に基づく審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法の規定により日本中央競馬会理事長に対して行わなければなりません。

行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日本中央競馬会を被告として提起しなければなりません。(訴訟において日本中央競馬会を代表する者は日本中央競馬会理事長となります。)なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。

ただし、この処分について行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間：〇月〇日から〇月〇日まで(土・日曜、祝祭日、本会の競馬開催日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

〈本件連絡先〉

総務部 情報公開室

(担当者名)

電話：